

令和3年度山形県食品衛生監視指導計画の概要について

策定の趣旨

飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を目的に、食品の安全性の確保に必要な施策を計画的に実施するため、食品衛生法第24条の規定により、県が食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、公表することが義務付けられている。

策定にあたっては、広く県民の意見を募集する。

食品の安全を取り巻く状況

1 食品衛生法の大幅な改正

① HACCPによる衛生管理の制度化

・令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理が適用

② 広域的な食中毒への対応

・広域で患者が発生する食中毒への対応強化

③ 新たな食品営業許可制度と届出制度の施行

・令和3年6月から新たな営業許可・届出制度が開始

2 食中毒発生状況（令和2年）

〈全国〉件数 887件 患者数 14,598人

原因：アニサキ387件、カンピロバクター182件、ノロウイルス99件など

〈本県〉件数 15件 患者数 611人

原因：植物性自然毒(毒きのこ等)3件、動物性自然毒(貝毒)2件、

アニサキス8件、ノロウイルス1件 他

(参考：令和元年発生数)

全国 1,057件 患者 12,572人

本県 9件 患者 16人

3 適正な食品表示の徹底

・食品表示の監視及び移行期間にある制度への切替えが必要

4 食品衛生上の危機管理対応

・健康被害のおそれがあるアレルギー物質の表示漏れや異物混入等による食品リコールの発生

・令和3年6月から食品リコールの際のシステムによる報告制度の運用開始

令和3年度の主な取組み

※二重丸は重点取組み、下線は新規取組み

(1) 食品等事業者に対する監視指導

◎ 食品衛生法の規格基準が適用される食品の製造施設及び取扱施設並びに輸入原材料を使用して食品を製造する事業者に対する監視指導の充実

◎ 異物混入等の未然防止のための施設・設備の衛生管理に関する監視指導の強化

◎ 広域・大規模となる食中毒発生を防止するための計画的な監視指導の継続

○ 各監視強化月間における重点的かつ効率的な監視指導、注意喚起の実施

(2) と畜検査の実施及びと畜場等に対する監視指導

◎ と畜業者に対し、HACCPに基づく衛生管理の検証と技術的指導

(3) HACCPに沿った衛生管理の定着

◎ 食品等事業者が実施するHACCPに沿った衛生管理の推進のため、規模や衛生管理能力に応じたきめ細やかな指導助言

◎ 山形県食品衛生協会や関係機関と連携した啓発の実施

◎ 監視指導の際の HACCP運用状況の検証と問題点に応じた指導の実施

(4) 営業許可制度の見直し及び届出制度への移行

◎ 新たに許可や届出の対象となる食品等事業者等に対する制度の周知及び着実な移行

(5) 県内流通食品（輸入食品を含む）の検査

◎ 不適正な食品の流通防止のため、県内流通食品(輸入食品を含む)の収去検査を実施

(6) 食中毒の予防啓発と広域発生等に係る連携強化

◎ 県民への有毒植物や毒きのこ食中毒の未然防止に係る注意喚起と啓発の強化

◎ 広域連携協議会等による国や他都道府県等との連携強化

(7) 適正な食品表示の確保

◎ 関係機関等と連携した食品表示制度に基づく監視指導の強化

○ 加工食品における原料原産地等移行期間にある制度への切替えの促進

(8) 食品等事業者における危機管理体制の充実

◎ 食品等事業者による保健所ホットライン活用の周知及び通報の徹底

○ 健康被害発生のおそれがある場合の迅速な対応と 新たな食品リコール報告制度の周知

(9) 食の安全に関する情報の提供・意見交換

○ 食に関する交流会を開催し、県民の食に関する不安の軽減と、生産者、事業者、消費者等の相互理解を推進

○ 「やまがた食の安全ほっとインフォメーション事業」並びに県ホームページ、報道機関、SNS等様々な媒体を活用した積極的な情報発信

(10) 食品衛生に係る人材育成・資質向上と衛生管理技術の向上

◎ 食品衛生監視員等の最新情報習得のための各種研修会への派遣や監視指導のスキルアップのための実践的な研修会の実施

◎ 食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者の養成及び資質向上のための各種講習会の開催